

んですけれども、内部の方だと、やはり御遠慮もあるだろうし、お互いに何か腹蔵なく言えるというようなところがないような思いもいたしました。今後こういう監査に関しまして、監査委員の中には外部の方がお入りですけれども、調査をするというときに内部でやらなければいけないというような規定があるのかどうか伺います。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 この住民監査請求につきましては、請求人が個別外部監査でやってほしいというような要求がある場合は、これは監査委員が判断しまして、それがふさわしいということになりましたら、これは市長のほうにそういうことで御報告して、手続を踏んで実施する可能性はあります。あと、内部の人間が調査ということですけれども、確かに私は市職員のO Bでありますけれども、あとは公認会計士も監査委員に入っております。それから、監査委員事務局の職員は市のほうから出向してきている職員ではございますけれども、それぞれ立場は市の内部ではなくて、監査委員としての公正不偏な立場で監査を実施しております。確かに感情的にはそういうのはお持ちになったかもしれません、調査としては、これは全く関係なしに、また、監査結果もそういうことは関係なしに判断させていただいているところでございます。

以上でございます。

○岩井清郎議長 湯浅議員。

○湯浅止子議員 理解いたしました。今後こういうことがもちろんないことを願いますけれども、監査請求のほうにそういう外部調査をお願いというのがあればできるということ、理解いたしました。今回のことにつきましては、まだまだ質問は後順位者の方がいらっしゃいますので、私はここにとどめておきます。ありがとうございました。

~~~~~

○岩井清郎議長 越川雅史議員。

○越川雅史議員 おはようございます。無所属の会・市民ネットの越川雅史でございます。去る11月28日付で我が会派に増田好秀議員が新たに加わり、同列ではございますが、この市川市議会において第4会派となることができました。今から4年前、私が初めて市議会議員に立候補した際には、無所属の新人議員1人じや何もできないとたくさんの方から御心配をいただきました。また、今から2年前、私が1人会派無所属の会を立ち上げた際には、1年生議員が会派をつくったところで、何もできずに大会派に吸収されるだけだと御心配の声もいただきましたが、湯浅止子議員、秋本のり子議員の御指導のもと、おかげさまで我が会派は交渉会派として順調に大きく育っているところです。来年4月には改選が控えておりますが、引き続き同僚議員の共感と御賛同を集められるような会派運営に努めていくことをお約束いたしまして、通告に基づきまして一般質問に入りたいと思います。

まず、初めの質問は市制80周年記念式典と周年関連事業に若者が参画したことの意義と効果、市民等の反応についてです。

御承知のとおり、市制80周年記念式典と周年関連事業については、市内の小中学生や高校生たちの参加と協力を得てすばらしい企画が実現し、多くの市民が本年が市制80周年であることを認知するに至ったかと思いますし、若者の参画と、彼ら、彼女たちの活躍は、80周年に花を添えたものと認識しております。私は一般質問と80周年記念式典実行委員会において、若者の参画に係る幾つかの具体的な提案、例えば小学生による市歌合唱ですか、中高生によるダンスパフォーマンスイベントの開催等の提案を行った結果、これらが実現した経緯があつたかと思いますが、この意義と効果について、市はどのように認識をしているのか、御見解を伺います。あわせて市民等の反応があればお聞かせいただきたいと思います。

○岩井清郎議長 企画部長。

○岡本博美企画部長 初めに、市制施行80周年記念式典及び周年関連行事のうち主なものそれぞれへの若者の参画状況についてお答えいたします。

本年11月3日の市制施行80周年記念式典につきましては、市長、議員等で構成された実行委員会で御質問者からも御意見を伺いながら、実施内容の御承認をいただき、市立八幡小学校合唱部の児童45名による市歌の斎唱、そして市立第五中学校合唱部の生徒55名による合唱、それから、県立市川高等学校吹奏楽部の生徒59名によるステージドリルを御来賓、招待者、顕彰者約1,100名の皆様の前で御披露することとなりました。このうち市立八幡小学校合唱部の児童45名による市歌斎唱は、当初は本市消防音楽隊による吹奏が予定されていたところ、御質問者より児童による斎唱を御提案いただき、実行委員会で承認されたものでございます。それから、10月25、26日の鬼高さんしや祭では、千葉県立現代産業科学館、ニッケコルトンプラザ、市川市の3者で実行委員会を発足し、実施内容を決定しており、プロジェクトマッピングやストリート陸上、そしてダンスイベントなどを実施いたしました。このうちダンスイベントは、各方面からの御協力もいただきまして、不二女子高等学校、県立国分高等学校、国府台女子学院高等部、昭和学院、そして千葉商科大学、それぞれの学校の生徒、学生、総勢約140名の皆さんに出演をいただき、さまざまなジャンルのダンスで会場に集まった約600名の観客を大いに盛り上げていただきました。それから、観客数約2,500名を集めたストリート陸上では、予選を勝ち抜いた中学生がアスリートに挑戦しました。また、市内の中学校5校の生徒及び県立国分高等学校の生徒、これは合計約200名の皆さんに運営ボランティアとして参加していただいております。

次に、記念式典及び周年関連行事への若者の参画に係る市民等の反応についてお答えいたします。記念式典における合唱や演奏については、それぞれ披露の都度、会場の皆様から割れんばかりの大きな拍手をいただきました。また、式典終了後に退場される多くの皆様から、とてもよかった、学生たちの演出に感動したと、このような言葉をいただいております。それから、ダンスイベントにつきましては、出演した生徒、学校関係者などの皆様からいただきましたアンケートの結果、生徒からは、イベントの雰囲気がよく、たくさんの観客の前で踊れて楽しかった、そして、屋外イベントで踊る機会は少ないため、よい経験ができた、また、観客から声をかけてもらってうれしかったというような感想、それから、学校関係者からは、市民との交流があるイベントは学校単位では実現が難しいので、今回は参加できてとてもよかったと、そのような好意的な意見をいただいております。そしてストリート陸上ですが、こちらは学校関係者から、子供たちがイベントをつくり上げていく喜びや達成感を味わうことができ、また、協調性が生まれるきっかけとなったと、そのような声も届いております。このように多くの観客、市民、それから参加した若い世代、そして関係者のいずれからも、肯定的で好意的な声も多かったもので、このときの感動や充実感が心に残ったものと捉えております。

最後に、記念式典と周年関連行事への若者が参加したことの効果についてでございます。これまで申し上げましたとおり、若い世代の皆様には多くの記念事業に参加していただき、また、支援、協力の形でかかわっていました。このことで、若い世代の皆様にはそれぞれの記憶に残り、生まれ育った町への愛着にもつながったものではないかと考えております。また、これまで本市を築いてきた方々には、若い世代の活躍を見ていただく、そしてその喜びにつながったものと考えております。このように、80周年行事への若い世代の参加、そして多くの方からの協力や支援、そしてごらんいただきました多くの皆様に感謝するとともに、このような取り組みが将来的には本市全体の発展につながっていくものであったと、そのように認識しております。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁ありがとうございました。一言で言えば、若者の参画は意義も効果も絶大であり、参加者からも、市民からも大好評だったということで理解いたしました。終わってみれば成功裏に終わった市制80周

年記念式典と周年関連事業。周年関連事業はまだ残りがあるのかもしれません、残念ながら、当初は市制80周年記念式典については若者の参画が予定されていないという、当時の土屋副市長の意向が色濃く反映されたであろう答弁が返ってきて、そのときには非常にがっかりしたことが思い出されます。そこで、私はその後の一般質問と80周年記念式典実行委員会において、幾つかの具体的な提案とともに、若者の参画の意義と効果を訴え続けて実現に至った経緯もありましたので、これら企画の成功は本当にうれしく思っているところです。市議会議員になって以来、再三再四既存リソースの活用ということを訴えておりますが、市川市にいるすばらしい若者たちに活躍の場を提供し、彼ら、彼女たちの能力を引き出し、育んでいくこともまた、この政策の背景にある大事な理念であるということを皆さんと共有できたのではないかなと思います。

なお、この80周年記念式典と周年関連事業への若者の参画については、総務委員会にて金子貞作副委員長からも援護射撃をしていただきました。この場をおかりして、ありがとうございますと一言感謝を申し上げるとともに、来る90周年では、よりすばらしい活躍の場を本市の若者たちに提供できるよう、職員の皆様方にはしっかりと引き継ぎ書を作成されるようにお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

続いての質問は、市川市監査委員告示第3号についてです。

兵庫県議会における野々村元議員による切手の大量購入などに代表される政務活動費の不適切な支出の問題が表面化して以来、地方議会に対する関心、とりわけ政務活動費の使途についての関心が高まっております。これは我が市川市議会についても例外ではなく、本件住民監査請求は、このような政務活動費の不適切な支出に係る事件を背景に、平成23年度の会派みらいと社民・市民ネットの政務活動費について並びに平成25年度の会派みらい、会派ボランティア・新生会・市民の風、緑風会第1の政務活動費について、これらの会派が数千枚単位で切手を大量に購入したことは不正支出なのではないかとの指摘がなされたものであり、本当にアンケート調査は実施されたのか、本当に会報が郵送されたのか確かめることに請求の趣旨がありました。監査委員の判断としては、政務活動費で購入した切手は全て政務活動等のために使われたものと判断することであり、結論としては監査請求を棄却するということになりましたが、この判断と結論に至るに当たっては、監査の限界といいましょうか、監査にどの程度応じるかはあくまで任意であって、強制力のある捜査権や調査権がない中で政務活動の自主性と自律性を損なわない範囲で行われるものであるといった、繰り返しですが、監査の限界があるということが先順位者に対する答弁で確認することができました。しかしながら、この監査報告書と関連資料を読み進めてまいりますと、私はこの監査の限界を前提とした中でも、皆さんと共有すべき論点はそれなりに明らかにできるのではないかと考えて、今回、通告に至った次第です。

ということで、具体的な質問に入ります。まず初めは、議会事務局長にお尋ねします。ここに政務活動の手引きという書類がございます。この使途基準によると、政務活動費というものは、会派の行う活動に支出されるものであって、11ページのところでは、案分についてという規定がありますが、簡単に言えば、後援会活動に使われるものについては案分する必要があると書いてあります。念のため確認しますが、政務活動費というものは会派の行う活動に支出されるものであって、後援会活動に使われるものについては案分することが必要になるという理解で間違いないでしょうか。

○岩井清郎議長 議会事務局長。

○西島弘幸議会事務局長 政務活動費についての御質問にお答えいたします。

政務活動費につきましては、各会派の代表者、経理責任者の会議で策定されました政務活動費に関する手引きにおいて、調査研究、その他の活動に要した経費については、原則実費を支出することと定められております。したがいまして、通信費や備品購入費等、政務活動以外の用途、例えば政党活動、後援会活動などにも使われることがある経費につきましては、その使途に応じて案分する必要があります。また、案分の割合につきまして

は、各会派で活動内容等が異なりますことから、各会派の責任により、それぞれの使途に応じて判断することとされております。なお、案分規定につきましては、平成25年2月26日に政務調査費から政務活動費に条例改正された際に新たに追加されたもので、同年4月1日より適用されております。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁を伺いまして、後援会活動に使われたものについては案分する必要があるということを理解いたしました。

続いて、この報告書16ページのところの監査委員の意見について伺ってまいります。監査委員の方々は、監査委員の意見において繰り返し「市民が疑念を抱くことのないよう」、「市民に不信感を抱かれることのないよう」とおっしゃっています。また、「請求人が主張するように切手は換金率が高く、不正の温床となる可能性が否定できない」と請求人の主張も一部受け入れています。私はこの監査委員の意見を繰り返し読み、我々議員がこの意見にどのように応えていかなければならないのかを考え続けてまいりました。結論を申し上げますと、私は監査委員の方々の真意は、幾ら監査請求を棄却したからといって監査報告が全てだと開き直るということではなくて、市民から厳しい目が向けられている昨今の状況に鑑みて、あとはあなたたち——私たち議員ですね——の自主性と自律性で市民が疑念を抱くことのないよう、市民に不信感を抱かれることのないよう改善に努めてくださいねと言っているのだと受けとめていますが、この理解でよろしかったでしょうか。確かに本件住民監査請求は、市民1人によって請求されたものでありますけれども、請求人以外の人であっても合理的な考え方をする市民であれば疑念を抱く、不信感を抱く状況にあると監査委員の意見は指摘しているものと私は理解しているのですが、この理解で間違っていないかどうか御答弁をお願いいたします。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 監査委員の意見をつけさせていただいたわけですが、それが市民が疑惑を抱く状況にあると指摘しているものと理解してよいかというふうな御質問だと思いますけれども、今回、一市民からであります、本市においても住民監査請求がなされたこと、また、全国的にも政務調査費、あるいは政務活動費について住民監査請求が多くなされておりまして、さらに、住民訴訟に発展して被告である自治体側が敗訴している事例も多く見られるところでございます。そのようなことから、監査委員の意見に記載したとおり、市民からこれまで以上に厳しい目が向けられている昨今の状況に鑑みて、切手購入制限等の幾つかの意見をつけさせていただいたところであります。また、これまで先順位者も含めましてさまざまな御質問をいただき、答弁をしてきましたが、政務活動費は監査結果にも書かせていただいておりますとおり、市議会議員の発議により制定された条例及び市議会の会派代表者の申し合わせにより策定された手引きにより運用されておりまして、市川市議会の自主性と自律性に委ねられて運用されているものでありますので、その説明責任は最終的には会派や議員が負っているところと考えております。そこで、法の趣旨を尊重し、議会の自律性のもとで手引きの見直しをするなど、一層の透明性の確保に努められたいというふうに記させていただいたところですので、御理解いただきたいと思います。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 御答弁伺いました。私の受けとめ方で正しいということがわかりました。これを踏まえた上で、会派緑風会第1が平成25年6月に実施したアンケートについて伺ってまいります。

アンケート報告書によりますと、会派緑風会に所属する2名のうちの1名の議員によってこのアンケートは実施されたそうなんですが、私はこれを読んで驚きました。平成25年6月7日から21日にかけて15日間でアンケート調査を実施したということです。6月7日から21日にかけての15日間というフレーズ、議員の皆さんには聞いた

ことがあるような気がしませんか。そうなんですよね。平成25年の6月定例会と丸かぶりの日程です。ちなみに、平成25年の6月定例会は6月7日の開会で、最終日は24日月曜日だったわけですが、この日程の中でアンケート調査を実施したそうです。また、1点興味を引くことが書いてありました。アンケートの調査報告書によりますと、この議員が3,000人もの市民と対面をしているということでした。しかも、新庁舎整備の検討状況を詳細に提示した上で住民の本音をヒアリングしアンケート調査を実施したと、この報告書には書いてあります。報告書ですから、多少の自画自賛はあったとしても、数字で示された客観的に判断できる部分だけ抜き出してみても、たったお1人で、しかも、議会と丸かぶりの日程、15日間で3,000人もの市民と対面し、市庁舎整備の検討状況を詳細に提示したアンケート調査を実施したことになっています。

そこで3点伺いますが、監査委員は、このアンケート報告書を読んで実施期間について、一見して不合理であると違和感を覚えなかつたのでしょうか。特に議会初日の6月7日は議長選挙を始めとする役職決めで忙しいはずなのに、この議員は何時からどこで何時間、アンケート調査を実施していたのか御確認はされているのでしょうか。また、それ以降の14日間についても、議会開会前の早朝にアンケートを実施していたのか、それとも議会終了後の夕方以降にアンケートを実施していたのか、あるいは限られた休会日と土日の数日間だけでアンケートを実施していたのか。この方は休会日や土日も忙しかつたかもしれません、具体的にいつ、どの時間帯にアンケートを実施していたのか気になるところですが、これらの点、御確認されたのかどうか御答弁をお願いします。

私も以前、緑風会という会派に所属しておりましたが、もし仮に当時、私にこの日程で3,000人の市民と会つて市庁舎整備の検討状況を詳細に提示してアンケートを実施してくれと、そういう役割が降ってきたとしたら、私にはできませんと答えたような気がしますし、それは君の能力の問題で、できる方法を考えてみろと言われていたら、きつかったんじゃないかなと思います。我が会派には、平日、ほぼ毎朝駅頭でビラ配りをしていることで有名な増田好秀議員もいらっしゃるのですが、彼に15日間で3,000人にビラを配れるかと聞いてみたところ、いや、僕には無理ですといった回答がありました。きっとこの議員は常日ごろからビラ配りをされていて、よほどのスキルがあるんだろうと興味を抱いたのですが、先ほどの3点について代表監査委員に御答弁をお願いいたします。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 議会開催中で、15日間で3,000人を対象にアンケートを実施したというふうなことで、この日程等が不合理だと思わなかつたのかというふうな御質問であります。該当会派へ切手の使用目的等について調査したものでありますので、御質問の日程とか、あるいは何人でとか、いつとかというふうなことについては調査していないところであります。いずれにしましても、このような点につきましては、確認していないことであります。今後の参考にしたいと思います。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 もう繰り返し監査の限界という言葉が言われていますが、限界はまさにこのあたりにあるんですね。ただ、皆さん勘違いしないでくださいね。監査委員が悪いんじゃないんです。制度上の限界ということです。政務活動費のあり方は、私たちが自主性と自律性に基づいて疑義が生じる点を正していくべきですから、正していくべきです。必要に応じて100条委員会、特別委員会を設置して100条調査権発動のもと、調査をすれば、こういったものが真実を反映したものであるかどうかは解明することができるわけですから、これ以上は私たちが議会として対応すべきことかと私は思います。

続いて伺います。平成25年6月定例会初日の6月7日から3,000人と対面というアンケート調査を実施してい

るだけでも違和感を覚えたのですが、さらにもう1つ確認しなければならない点があります。それは、領収書を見ると3,000枚もの切手を購入している。この会派緑風会第1はアンケートに際して、この3,000枚の切手を、いつ、どこで、誰がどのように張ったのでしょうか。調べてみたら、アンケート回答用のはがきに張った切手を購入しているのは6月6日の午後2時30分なんですね。仮に1日で全部張り終わらなかったとしても、この日は議会運営委員会もあったからお忙しかったでしょうし、一体その日に何枚の切手を張ったのでしょうか。そして、翌日からアンケート調査を実施しているわけで、これは3,000人に会うわけですから、切手を張る暇なんてないぐらい忙しかったのではないかと私は考えます。加えて、議会でも、例えば職についていたりなんかすると忙しかったはずですから、そうした中で、6月6日中に3,000枚の切手を張り終えたのか、あるいはそれ以降の日程で議会をこなしながら3,000人の市民に面会して、アンケート調査を実施しながら残りの切手作業を続けていたのか。監査報告書がこれらの疑問に応えているか読んでみると、12ページのところですね。「後援会員や会派のインターンにあえてその作業をしていただくことが後援会活動・インターンの勉強にもつながる」という記載がありました。

そこで伺いますが、ここでいう後援会員や会派のインターンとは誰なのか。具体的に何人いたのか。後援会員は何人で、会派のインターンは何人だったのか。男女比、年齢はどうだったのか。作業時間は延べ何時間、何日に及んだのか。個人情報は控えていただいて結構ですので、御答弁いただきたいところなんですが、そこまで踏み込んでいないということが、もう限界がありますから、わかっておりませんので、短い答弁で結構ですので、確認していないのであれば、確認しておりませんという御答弁をお願いいたします。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 御質問者も今、監査結果のほうを引用していただきましたが、これはあくまで切手を使用する利点をお尋ねした文書照会で、そのような後援会会員やインターンにあえてその作業をしていただくことが後援会活動・インターンの勉強にもつながっており意味があるものと考えておりますというふうな回答いただいたところでですので、具体的に何人でとか、いつとか、御質問のようなことは確認していないところであります。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 今、キーワードが出てきました。後援会という言葉です。後援会員、後援会。先順位者が金曜日に行なった緑風会第1はこのアンケートをどのように配布したのかという質問に対する答弁でも、市政報告会や後援会役員による訪問配布という言葉がありましたが、先ほど議会事務局長に確認したように、後援会活動に使われているのであれば、その部分、少なくともこの部分は案分しなければならないのではないでしょうか。先ほどのかいづ議員に対する議長のさばきでも、これは案分で返還ということだったら、同じく返還する必要があると私は理解したんですが、皆さんいかがでしょうか。（発言する者あり）

○岩井清郎議長 質問してください。

[発言する者あり]

○岩井清郎議長 質問をしてください。質問をしてください。皆さんに同意を求めるのでは……。あなたが同意を求めたから、こうなったんですよ。ですから、そうではなくて質問をしてください。

○越川雅史議員 次に進みます。議員のうちから選任されている竹内監査委員にお尋ねをいたします。竹内監査委員は報告書の記載のとおり監査対象とされている会派に所属していることから、除斥とされていることは理解しておりますので、議員のうちから選任されている監査委員としてお答えになれる点だけに絞って伺います。まずは……。

○岩井清郎議長 それは質問になりません。

○越川雅史議員 まずは……。

○岩井清郎議長 なりません。

○越川雅史議員 なぜですか。

○岩井清郎議長 これは監査委員告示第3号に対しての通告ですから、3号に対しては、報告は3人の監査委員がしていますので、竹内議員は質問の対象になりません。

○越川雅史議員 除斥はされていらっしゃいますが、こういう監査請求がなされたことに対してどう認識されているのか。

○岩井清郎議長 それは質問にはなりません。一般質問は市の事務一般でございますから、一般質問にはなりません。

○越川雅史議員 では、ほかの場で聞くしかないのかもしれませんね。

○岩井清郎議長 申し上げますが、一般質問は、会議規則第61条に規定されているとおり、市の一般事務について質問するものであります。ただいまの質問は一般事務の範囲を超えるものと認められますので、議長としては認めません。注意をいたします。

○越川雅史議員 わかりました。この緑風会第1が実施したとされるアンケートですが、私たち会派自由民主党と無所属の会・市民ネットが共同で調査しましたところ、平成24年にも2度ほどアンケートが実施されていたことがわかりました。そこで、これらアンケートが実際に本当に行われたのかを確かめるために、このうちの1つ、平成24年10月15日から11月15日にかけて実施されたアンケート、これは今取り上げておりますアンケートの半分の1,500枚のサンプル数で実施したそうなんですが、このアンケートがどのように実施されたのか少し調べてみました。

○岩井清郎議長 報告には24年度は入っておりません。ですから、今のは質問の対象なりません。

○越川雅史議員 わかりました。では、会派みらいが郵送した平成23年度と平成25年度の会報、年頭市政報告について伺います。

この通告を出した際に多くの方から、そんな質問して大丈夫なの、やじがすごく飛んでくるんじゃないのと御心配をいただきました。監査対象となっている会派に所属するある議員から、9月に、議員は仲間同士なんだから、こんな問題、取り上げるべきじゃないと監査請求の段階で言われて、何人かの同僚議員が……。

○岩井清郎議長 マイクに向かって発言してください。

○越川雅史議員 はい。何人かの同僚議員が、これは聞いていましたが、私は質問を封じ込めるかのような心理的な圧力を感じました。しかし、そんな私の心配を吹き飛ばしてくださったのが、去る12日金曜日の会派みらいの金子正議員の議事進行発言です。金子正議員は、「不正請求を前提とした発言に聞こえて、多くの市民に誤解を与える」我が会派みらいは「監査委員の監査に対して前向きに協力し、全てを明らかにして」と発言されていらっしゃいました。ここで何を質問されようとも、100条委員会が設置されようとも正々堂々と受けて立つという趣旨の発言が当事者からあったものと私は受けとめた次第です。なので、会派みらいについて伺ってまいりたいと思います。

まず、郵送したのであれば、封筒は確認したのかということが気になるのですが、この点、先順位の佐藤幸則議員の質問に対する答弁で、封筒の確認はされていなかったということは理解しました。また、同日質問に立った中山幸紀議員の質問では、会派みらいは平成23年度には少なくとも5,664枚、平成25年度には1万5,650枚もの大量の切手を張っていることになっているんですが、誰が張ったのか、誰か1人で張ったのか、会派の6人で張ったのか、それともほかの誰かが手伝ったのか、だとしたら、具体的に何人で張ったのか、作業時間は延べ何時

間、何日間に及んだのかについては確認されていなかったことも理解しました。今回の監査は強制力のある監査ではありませんので限界があるというのは繰り返し言われているところです。これを踏まえた上で、政務活動費は会派の活動にしか支給できないものである以上、会派みらいが会報を送付した際に、市議会議員の後援会封筒を使用したのであれば、その部分は後援会活動に当たるわけですから、案分する必要がある。すなわち返還する必要があるということは、先ほど議会事務局長からも、また、冒頭、議長からもお話のあったとおりです。また、案分も返還もする必要がなく、政務活動費の本旨に沿った対応をしていたのだとすると、会派みらいは会派名や所属議員全員の氏名が印刷された封筒をつくったか、市販の茶封筒か白地の封筒を使ったということが考えられます。もし……。

○岩井清郎議長 先ほど越川議員の発言の中で、後援会活動の封筒を使ったのであればという、また想定の話ですから、それは別にしていただきたいと思います。

○越川雅史議員 わかりました。では、どんな封筒が使われていたのか。この点、合理的な説明がなされていれば、代表監査委員は御答弁できると思うのですが、封筒は確認していなかったし、全てを明らかにして、全て前向きに協力してというのが会派みらいのポリシーのようですが、こういう封筒の提供はなかったと。どんな封筒が使われていたかわからなかった。後援会の封筒が使われていたかどうか、市議会議員個人名の封筒が使われていたかどうか代表監査委員は御存じないということで間違いないでしようか。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 先順位者にもお答えしておりますが、80円切手と50円切手を買っておりまして、それがどうして金種が違うのかというようなことを確認するための調査をしたわけであります。その中で、80円については会報、年頭の挨拶を封筒に入れて発送したということでしたけれども、その封筒は確認しておりません。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員に申し上げますが、先ほど私に対して、かいづ議員のことも案分という発言をされました、議長としてはその発言はしておりません。そこは訂正してください。

越川議員。

○越川雅史議員 議長がかいづ議員のことを案分と言ったことについては訂正させていただきまして、案分を含めてしかるべき措置というような……。案分ではないんですね。返還ですね。返還も含めてしかるべき対応をとるようにと言われたというふうに訂正させていただきたいと思います。

○岩井清郎議長 ただいまの申し出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○越川雅史議員 大分ちょっと心理的に追い詰められていますが、もう少し聞いていきたいと思います。報告書によりますと、会派みらいの代表者及び経理責任者に確認をした結果、全ての切手について会報の送付に使用したことであり、送付先のリストを保持しているとのことであったから、監査委員事務局がその内容を確認したという記載があります。この場合、確認されるべきことの本質は、1万5,650もの送付先が真実を反映しているかどうかにあるわけで、そこで伺います。監査委員の方々は提出を受けたリストについて、どのような確認を行われたのでしょうか。要するに、ただ人数がそろったリストがあることを確認しただけなのか、あるいは選挙人名簿等と照合して実在する人物であることを確認したのかどうか、リストに記載された住所を訪れて居住実態を確かめたのかどうか、記載された人物に面会、反面調査を実施して郵便物の受領を確認したのかどうか御答弁をお願いいたします。といっても、聞かずともわかるのですが、監査の限界ということで、このあたりは確認されていないということで間違いないか御答弁をお願いいたします。

○岩井清郎議長 代表監査委員。

○川上親徳代表監査委員 会報の送付先のリストに関する確認ということでありますが、この送付先のリストに

つきましては、該当会派に文書でリストの有無を照会したところ、保持しているとの回答をいただきましたことから、該当会派所属議員の任意で提出していただきましたところ、各議員それぞれリストの書式は異なっておりましたが、監査委員事務局職員、それから議会事務局職員の立ち会いのもと、氏名、住所、電話番号などの記載内容や、名簿に登載された人数などを確認したものであります。このリストに掲載されている方が実在するか、あるいは本当に受け取っているか確認しているかというありますが、照会の目的でありますリストの存在や内容は確認できましたので、そのようなことまでは確認を行っていないところでございます。

以上でございます。

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 わかりました。これもリストを見なければ誰に送ったのかわかりませんし、送ったのが後援会員であれば、少なくともその部分は案分の要否を検討する必要があるのかと思います。何かこの場ででは、もうこれ以上質問はできないというような空気になっているのですが、これまでの答弁の中でも、監査に限界があつて調査が十分にできていないことがわかりましたし、公選法に抵触するようなおそれがあるという答弁もあったわけですから、このあたり、私たち、また監査対象となっている会派のほうからも、全て前向きに協力して明らかにすると、受けて立つというふうに堂々と言われているようです。また、そもそも政務活動費は、これを透明性……。

○岩井清郎議長 発言は簡潔にお願いします。

○越川雅史議員 はい。もうまとめます。透明性を確保するのは地方自治体法第100条第16項で、議長の努力によると書いてあるわけですから、議長、副議長を初め、これに反対する方はいらっしゃらないのではないかと思います。昨年の11月臨議会、思い出してください。保育園補助金の交付基準からの逸脱があつて過大……。

○岩井清郎議長 通告外です。通告の範囲に従って質問してください。

○越川雅史議員 わかりました。もうやめますが、とにかくこの問題については、私たちは自主性と自律性に基づいて、この監査意見の指摘に基づいて正していくということが求められています。みんな市民は見ていると思いますので、私たちがこの監査意見に沿って改革を進めていきましょうと各会派に呼びかけまして、必要に応じて100条委員会を設置することも考えましょうよと投げかけをいたしまして、私の一般質問を締めくくりたいと思います。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○岩井清郎議長 鈴木啓一議員。

○鈴木啓一議員 いろいろ越川さんから出ていますが、私は聞いちやいられないんですよ。なぜか。本人が清廉潔白なの。議長におかれましては、平成24年3月31日、市内視察、一括して請求しているんですよ、これ。そんなのありますか。それから、なおそれにおいて、6月定例会、9月定例会、12月定例会、2月定例会の本会議、常任委員会、そこにも市内視察は入っているんですよ。しっかり調べてください。

以上。

○岩井清郎議長 ただいまの議事進行に関する発言に対しお答えいたします。

後刻速記録を調査の上、御報告いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○岩井清郎議長 湯浅止子議員。

○湯浅止子議員 今の鈴木啓一議員の発言に対して、私の理解は、議会中であつても夜の時間、いろいろな市民との相談、あるいは会議に参加した場合にはあり得るというふうに議会事務局で確認をいたしまして、私も議会中であります日に、夜、市民相談があった場合には、それを出しております。いけなかつたんでしょうか。それ

から、「しっかり調べればいいんだよ」と呼ぶ者あり) 後ろで言っているんで、すみません。

○岩井清郎議長 後刻調査をいたしてお答えいたします。

○湯浅止子議員 お願ひいたします。

[「議長、議事進行」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 金子貞作議員。

○金子貞作議員 今定例会で政務活動費について多くの議員から質問がありまして、そして監査の限界、こういう答弁が繰り返されてきました。そして、今、越川議員から、緑風会という、こういう会派名も出て、そして、この緑風会の、やはり弁明の機会も与える必要があると思うし、それで議会として納得できると、こういうことであればいいのですが、納得できないと、こういうことであれば、やはり調査権を発動して市民に納得できるそういう議会としての権限行使する必要があると思うのですが、この点についての議長の見解を伺います。

○岩井清郎議長 御意見として伺います。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 越川議員。

○越川雅史議員 この問題は、やはり法は議長が透明性の確保に努められるようにと言っていて、私たちも別に全部自分がクリーンだとか、潔白だとか言っているわけではなくて、これまで経理責任者も代表者もチェックが甘かった、事務局もミスがあったということがわかっているわけですから、全員のを調べて、正すべきところは正してというのが我々に求められていることだと思います。

○岩井清郎議長 御意見として伺います。

○越川雅史議員 そこで、動議なんですが、100条委員会の設置を求めると思います。政務活動費を使って本当に真実が反映されているのか等を調査するために、地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置を議長に要求いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 ただいま越川雅史議員から地方自治法第100条特別委員会の設置をされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立了しました。休憩後、速やかに議長まで文書で提出願います。

また、特別委員会の設置につきましては、先例で、あらかじめ各派代表者会議で協議することとなっておりますので、議長といたしましては、後刻各派代表者会議を開き、協議したいと思いますので、御了承願います。

これをもって一般質問を終結いたします。

○岩井清郎議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後4時1分開議

○岩井清郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、先ほどの鈴木啓一議員及び湯浅止子議員の議事進行に関する発言に対しお答えいたします。

御指摘の政務活動費における市内視察に係る経費につきましては、後日、議長において調査したいと思いますので、御了承願います。

次に移ります。

○岩井清郎議長 この際、お諮りいたします。紹介の追加等について、所管の委員会において承認されておりま

すので、お手元に配付の文書のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よってお手元に配付の文書のとおり承認することに決定いたしました。

---

○岩井清郎議長 日程第2 請願第26-10号請願の押印省略を求める請願を議題といたします。

本請願に対し委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、稲葉健二議員。

[稲葉健二議会運営委員長登壇]

○稲葉健二議会運営委員長 ただいま議題となりました請願第26-10号請願の押印省略を求める請願について、議会運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、請願の代表者以外の押印は省略してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「そもそも請願は重い意味を持つものであり、議会もその重みを受けとめ審議している。また、一般の政党等が街頭などで署名を求めるることは可能だが、政治活動による署名と請願、陳情は分けるべきである。押印は義務づけるべきと考えるので、不採択とすべきである」等の意見が述べされました。

次に、賛成の立場から、「請願代表者を除き押印を省略している市がふえている。また、街頭で署名活動を行う場合、署名したくても印鑑がなければ有効ではないこととなる。市民の意見を幅広く取り入れるという観点から、採択すべきである」等の意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○岩井清郎議長 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第26-10号請願の押印省略を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありませんか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

○岩井清郎議長 日程第3 発議第28号地域の中小企業振興策を求める意見書の提出についてから日程第16発議第41号子宮頸がんワクチンの被害者に寄り添うことを求める決議についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○岩井清郎議長 起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第28号地域の中小企業振興策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第29号C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第30号米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第31号秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第32号雇用破壊の「派遣法改悪」はやめるよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第33号陸上自衛隊木更津駐屯地をオスプレイの整備拠点としないよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第34号消費税10%は「先送り」ではなく、中止を求める意見書の提出についてを採決いたします

す。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第35号少人数学級の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第36号外形標準課税の拡大をやめるよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第37号ヘイトスピーチ根絶への対策強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第38号まち・ひと・しごと創生（地方創生）本部の取り組みを評価し、引き続き全国の先進的な事例を紹介するよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第39号市川市上空における航空騒音問題の軽減を図るため、政府に対し、首都圏全域の上空に広がる「横田ラブコン」の管制権の即時返還を実現すべく、強い態度で米国政府と交渉を行うよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第40号消費税増税ではなく、税制改革による增收策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第41号子宮頸がんワクチンの被害者に寄り添うことを求める決議についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。——ボタンの押し忘れはありますか。——ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。  
お諮りいたします。ただいま意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理をするものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

○岩井清郎議長 日程第17委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩井清郎議長 御異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○岩井清郎議長 日程第18委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○岩井清郎議長 この際、暫時休憩いたします。

午後4時19分休憩

---

[休憩後会議を開くに至らず]